

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

**TFG** ニュースレター

2017.9 No. 313

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

**TFG** 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）  
e-mail info@tfg.gr.jp

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 契約・取引の実務について（時効）
- II. 修繕費と資本的支出について
- III. 交際費について
- § 経営セミナーのご案内

### [ 今月のトピックス ]

- ・日本政策金融公庫情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. 契約・取引の実務について（時効）

—— 改正民法でここが変わる！ ——

民法（債権関係）の改正法案が平成 29 年 5 月 26 日に成立し、同年 6 月 2 日に公布されました（平成 29 年法律第 44 号）。また、これに伴う関係法令の整備に関する法律も成立、公布されています。今回の改正は、施行後 120 年を迎える現行民法について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする観点から国民の日常生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があるとしてこれまで検討がなされてきたものです。重要な改正項目のうち、中小企業の事業活動に関連する時効、保証、定型約款及び債務不履行・解除その他契約に関する諸規定につきまして、**TFG**ニュースで数回に分けてご紹介させていただきたいと思います。今月は時効です。

### ■消滅時効制度が変わります

今回の民法改正において重要なポイントの一つとして、消滅時効制度の変更があります。消滅時効制度の変更について大きく分けると、1. 消滅時効期間の変更、2. 時効の完成猶予・更新の制度の構成、協議による時効の完成猶予があります。順を追って見ていきましょう。

現行の民法では、債権の消滅時効について、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する」（現行法 166 条 1 項）、「債権は 10 年間行使しないときは、消滅する」（現行法 167 条 1 項）とされていました。また、一般的な債権ではなく、飲食店の代金については、時効期間が 1 年という短期消滅時効が定められていました。

このような改正前の消滅時効については、「10 年という時効期間は長すぎる。しかし、飲食代の代金のように 1 年等短期消滅時効を認める必要性に乏しい」という批判がされていました。議論の結果、「債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき（「主観的起算点」といいます。（改

正法 166 条 1 項 1 号)」、権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき(「客観的起算点」といいます。(改正法 166 条 1 項 2 号)に、債権は時効によって消滅する」とされました。この 5 年、10 年の時効に関しては、先に期間が到来するほうで時効期間が満了することになります。例えば、「債権者が権利を行使することができることを知った時」(改正法 166 条 1 項 1 号)と「権利を行使することができる時」(改正法 166 条 1 項 2 号)が同時期の場合、先に到来する改正法 166 条 1 項 1 号に従い、5 年で時効が完成することになります。また、短期消滅時効に関する規定(現行法 170 条~174 条)は全て削除され、166 条 1 項のような規定に統一されました。

### ■時効の完成猶予・更新の制度の構成、協議による時効の完成猶予

これまでは、消滅時効の完成を阻止する制度として、中断(現行法 147 条等)、停止(現行法 158 条)という制度がありました。中断とは、中断となる事由(裁判の請求、差押え等)が生ずると、それまで経過した時効期間が効力を失うものであり、中断事由が終了すると、再び時効が進行を開始するものの、中断前の期間は通算されないとされていました。また、停止は、本来の時効期間の進行には関係なく、その完成を一定期間だけ猶予するものです。ただ、中断という概念は、時効の完成が妨げられること、また、新しく時効が進行を始めること等複数の意味が含まれていて、必ずしも適切な概念ではありませんでした(改正法 147 条~152 条)。つまり、裁判上の請求、差押え等についても、それらの手続中は時効が完成しない(完成猶予)とし、権利が確定した場合にその時から新たに時効の進行が始まる(更新)とすることとしました。また、仮押え、仮処分の場合には、これまでは中断事由とされていました(現行法 154 条)が、改正法 149 条では完成猶予となりました。このように、単純に中断→更新、停止→完成猶予、ということになったわけではない点に注意が必要です。

また、時効完成猶予の一つとして、協議による時効の完成猶予という制度が作られました(改正法 151 条)。これは、「権利についての協議を行う旨の合意が書面でなされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は完成しない」とされ、掲げられたうちの一つに、「その合意があった時から 1 年を経過した時」というものがあります。つまり、債権の支払等について協議をすることになった場合、その旨の合意書面を作成すれば、1 年間は時効完成が猶予されるということになります。また、1 年間よりも短い期間を定めることもできます。これは、これまでは、時効完成前に弁済の仕方等について協議をしようとしても、それによっては時効の中断にならなかったため、債権者としては、請求通知を送付する、訴え提起をする、仮押えをする」、等の手続きをとる必要があったものの、改正法によって、協議する旨の合意書面を作成すれば、訴え提起等までもしなくてもよいことになったのです。つまり、協議を行う旨の合意を書面で取り交わせば、話し合いでの解決が容易になったと考えられます。

## Ⅱ . 修繕費と資本的支出について

— 区分の留意点 —

設備投資で建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及

び備品等を購入した場合、現行の税制では1点（一対）10万円以上のものは購入した事業年度に一括して損金又は必要経費とせず、減価償却資産として資産計上した上で法定耐用年数に応じて毎年減価償却費として損金又は必要経費とします。但し、青色申告書を提出する中小企業者等については1点（一対）10万円以上30万円未満のものについて年間で合計300万円を限度に購入した事業年度に損金又は必要経費とすることができます。

ところで、いったん購入した減価償却資産は時の経過等により修繕が必要となります、税務上あらゆる修繕費を支出した事業年度に全額損金にできるわけではありません。条件により資本的支出として減価償却資産に計上した上で、法定耐用年数に応じて毎年減価償却していかなければなりません。ここでは、税務上の修繕費と資本的支出の区分についての留意点をご説明いたします。

### ■修繕費と資本的支出の税務上の考え方の違い

税務上の修繕費と資本的支出の考え方の違いは以下の通りです。

修繕費とは「固定資産の修理・改良等の為に支出した金額の中でその固定資産の通常の維持・管理の為、又は災害等によりき損した固定資産を現状に回復するため要したと認められる部分の金額」です。又、資本的支出とは、「固定資産の修理・改良等の為に支出した金額の中でその固定資産の使用可能期間を延長させたり、価値を高めたと認められる部分の金額」です。

修繕費と資本的支出の違いは支出の名目ではなく、実質はどうかで判定されます。

### ■資本的支出の例示

資本的支出の例示として以下のものがあります。

1. 建物の避難階段の取付等、物理的に付け加えた部分に係る支出
2. 用途変更の為に模様替え等、改造や改装に直接支出したもの
3. 機械の部品を特に性能の高いものに取り替えた場合で、その取り替えの金額の内、通常に取り替えの金額を超える部分の支出

但し、上記の資本的支出に該当する場合であっても、1つの修理の金額が20万円未満の場合や概ね3年以内のサイクルで行われる修繕は資本的支出ではなく修繕費として支出した事業年度に全額損金又は必要経費にできます。上記の20万円未満については、1つの計画に基づき同一の固定資産について行う修繕であっても、2年以上にわたって行われる修繕であれば、各事業年度ごとに要した金額が20万円未満であれば修繕費として支出した事業年度で全額損金又は必要経費とできます。また、上記の概ね3年以内のサイクルについては、既往の実績その他の事業からみて明らかである必要があります。

### ■修繕費の例示

上記の資本的支出の例示からするとかなり厳しいものかといったイメージがありますが、必ずしもそうではなく修繕費としての例示として以下のものがあります。

1. 建物を移えいしたり解体移築した場合の支出
2. 機械装置の移設をした場合の支出
3. 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復する為に行う地盛りに要する支出
4. 地盤沈下による海水等の浸水害を防ぐ床上げ、地上げや移設に要する支出
5. 現に使用している土地の水はけを良くする等の為に行う砂利、碎石等の敷設に要する支出

### ■修繕費なのか資本的支出なのか明らかなでない場合

修繕費なのか資本的支出なのか明らかなでない場合は、以下の基準で修繕費又は資本的支出とすることができます。

1. その支出した金額が 60 万円未満の時、又は、その支出した金額がその固定資産の前事業年度末日における取得価額の概ね 10%相当額以下であるときは修繕費とすることができます。
2. 法人が継続してその支出した金額の 30%相当額とその固定資産の事業年度末日における取得価額の 10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出としている場合は、それが認めれます。

資本的支出となった場合の減価償却資産の償却方法について、建物付属設備と構築物は定率法と定額法を選択できていましたが、平成 28 年 4 月 1 日以後取得分は定額法のみとなっていますのでご注意ください。



## 日本政策金融公庫情報コーナー

### ■融資の成功確率を上げるための『別紙資料』とは？

融資を受けるにあたって、提出義務はないのですが、やる気をアピールするために『別紙資料』を作成し、提出することがあります。条件の良い方であれば、別紙資料はなくても、問題なく融資を受けられますが、条件があまりよくないかも？と思われる方、また、調達希望額が大きい方は別紙も作成しておくことをオススメします。飲食店を開業する方を例にあげると、1. 経歴書、保有資格などのプロフィール、2. 創業動機、3. ターゲット設定、4. 立地条件、5. 提供するメニュー表、5. 競合調査、6. プロモーション方法（集客方法）、7. 予想損益計算書などを別紙資料として作成すると良いでしょう。

これらの資料は、作成するには時間はかかりますが、融資のためだけの資料ではなく、将来の成功のために必要な資料だと考えて作成することをオススメします。

## Ⅲ . 交 際 費 に つ い て

### — 範囲と損金不算入の計算 —

中小企業の経営者にとって、会社経費とプライベートとの線引きが難しい費用項目が交際費です。特に、接待飲食費は、企業活動のための生じた費用であるかの判定が難しいため、領収書や経理処理についても注意が必要になってきます。今回は、そんな曖昧な交際費の範囲、また損金不算入の計算を中心にお伝えしていきます。

### ■交際費等の範囲について

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいいます。ただし、下記の 1~3 に掲げる費用は交際費等から除かれます。

1. 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
2. 飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」といいます。)のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。)であつて、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が5,000円以下である費用

なお、この規定は次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

- イ 飲食等の年月日
  - ロ 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
  - ハ 飲食等に参加した者の数
  - ニ その費用の金額並びに飲食店等の名称及び所在地(店舗がない等の理由で名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の名称、住所等)
  - ホ その他参考となるべき事項
3. その他の費用
    - イ カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
    - ロ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
    - ハ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は取材に通常要する費用

#### ■損金不算入額の計算

交際費等の額は、原則として、その全額が損金不算入とされていますが、損金不算入額の計算に当たっては、下記の一定の措置が設けられています。損金不算入額は、下記1又は2の金額となります。

1. 交際費等のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除き、以下「接待飲食費」といいます。)の50%に相当する金額を超える部分の金額
2. 交際費の額の内、800万円に当期月数を乗じて、12で除した金額(定額控除限度額)を超える部分の金額



#### 厚生労働省情報コーナー

#### ■「労働者派遣事業者」の許可基準を実質緩和へ

現行の評価基準では、派遣労働者に対する賃金支払いを担保するため、許可申請事業主に対して、「資産の総額から負債の総額を控除した額が2,000万円に当該事業主が労働者派遣者を行う事業所の数を乗じた額以上であること」「基準資産額が負債の総額の7分の1以上であること」「事業資金としての自己名義の現金・預金の額が事業所数に1,500万円をかけた金額を上回ること」といった要件が課されています。



## 今月のブックマーク

情報システムを活用する中小企業は増えていますが、ウイルス対策や情報漏洩対策など、留意すべき点も多くなります。経営者並びに従業員がこうした情報セキュリティに対する意識を高めることが、結果的に企業の情報漏洩等を防衛することにも繋がります。とはいえ自社単独でセキュリティ方針を打ち出すのは難しいかもしれません。IPA では企業の社員教育にも応用できる資料が配布されておりますので、ぜひご活用ください。

「IPA 情報処理推進機構 情報セキュリティ読本」

<https://www.ipa.go.jp/security/publications/dokuhon/ppt.html>

### 経営者向け“学びの場” のご紹介

## 「なにわマーケティング大学 2017」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成 23 年度より開講し、7 年目となる講座が本年度も 7 月より開講いたします。「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてからさらに考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいはいかがでしょうか。

(5つの講座から自由に選択可)

- 【講座名】
- ・売れるマーケティング発想講座
  - ・売れるブランディング講座
  - ・売れるプライス戦略講座
  - ・売れる Web マーケティング講座
  - ・売れる販促広報実践講座

【対象】 経営者・経営幹部 各講座/定員 30 名 (有料)

※お問い合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9494

以上、詳しくは **TFG** 共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

**TFG** では経営管理システムの一環として国際基準の ISO にも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関するコンサルティング業務も、ご遠慮なくご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

**TFG** 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

**TFG** ニュース編集担当 岸本 圭祐